

令和3年4月2日

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会
ステーブルコイン部会

デジタルマネー分類表の公表にあたって

1 はじめに

JCBA ステーブルコイン部会では、我が国におけるステーブルコインの在るべき姿について議論を重ねて参りました。国内におけるステーブルコインの取り扱いについては、未だ不明瞭な点も多く、様々な見解が乱立しております。そこで、当部会では私達の理解において、CBDCを含むデジタル通貨や暗号資産・電子マネーといった広義におけるデジタルマネーの代表例を示しその特性を分類いたしました。ステーブルコインとこれらデジタルマネーの違いは何か？という疑問に対し道標となる事を期待しております。

我が国のステーブルコイン政策における一助となれば幸甚です。

2 利用上の留意事項

目的：ステーブルコインの特徴・性質を把握すること

- 1.比較対象には、デジタル通貨としてイメージしやすい代表例を抽出しました。
細かなサービスの違いに着目して網羅的に抽出することはありません。
- 2.比較においては、現時点で利用されているサービスに加え、今後予定されているサービスも含めています。
既に提供されているサービスにおける今後の拡張性についても踏まえています。
- 3.本表の整理にあたってはビジネスサイドに着目し、法律的観点については特段重視していません。

3 分類表の注釈

(1) 発行者

デジタルマネーに発行者が存在するかどうか、存在するとして発行者と保有者との間にいかなる権利義務関係が存在するかは、当該デジタルマネーに対する規制当局による監督等の在り方や民事実体法上の整理にも大きく影響を及ぼすものと考えられる。また、当該デジタルマネーの流通主体が、発行者と別に存在し得る場合には、当該二次流通者に対するアプローチも別途問題となり得る。

(2) ネットワーク規模・拡張性

通貨に代替する決済手段として広く利用されるためには、一般受容性（不特定多数人に広く受け入れられ、極めて高い交換可能性が確保されること）が認められなければならない。そのためには、当該デジタルマネーが広く流通し、また、デジタルマネー相互間の移転・交換が可能な機能（interoperability）を有することが求められる。

(3) 機能性

一般に、決済手段を用いて決済する場合は、取消不能でデフォルト・リスクのない決済が志向されることから、即時決済性が認められるデジタルマネーの方が、決済手段としてより広く受け入れられる可能性が高い。また、取引や商流に連動して自動的に価値が移転するプログラムを組み込むことができれば、財・データ等の移転と資金決済を自律的かつ同時に処理することが可能となるなど、決済手段としての新たな機能の創出につながる。

(4) 安定性

通貨に代替する決済手段として広く利用されるためには、当該デジタルマネーの価値が安定しており、価値尺度たり得ることが求められる。また、既存の金融システムに悪影響を及ぼすものについては、規制当局や金融機関等の既存のステークホルダーに受け入れられない可能性が高い。

(5) 安全性

通貨に代替する決済手段として広く利用されるためには、取引（当該デジタルマネーの価値の移転）の安全性が確保される必要がある。すなわち、ML/FT リスクを低減するべく取引の履歴が追跡可能である必要があるほか、取引の不正が生じないよう、管理者等の権限が分散する仕組みが構築される必要がある。また、取引当事者が取引を安全に行うためには、取引当事者が自らの情報（プライバシー）を管理できるような設計が求められる。

以上

JCBA ステータブルコイン部会 部会運営体制

部会長 白石 陽介 (株)HashPort 顧問 (株)ARIGATOBANK 代表取締役 CEO)
副部会長 安達 知可良 EY 新日本有限責任監査法人 金融事業部
／アシュアランスイノベーション本部 シニアマネージャー
幹事 吉田 世博 (株)HashPort 代表取締役
幹事 飯盛 美季 (株)ディーカレット デジタル通貨事業グループ マネージャー
法律顧問 河合 健 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー
法律顧問 佐野 史明 片岡総合法律事務所 弁護士

(部会員企業)

■正会員

(株)マネーパートナーズ
ビットバンク(株)
(株)ビットポイントジャパン
QUOINE(株)
コインチェック(株)
フォビジャパン(株)
楽天ウォレット(株)
TaoTao(株)
Bitgate(株)
(株)サクラエクスチェンジフィナンシャル
LVC(株)
ネクストコイン(株)
FXcoin(株)
(株)bitFlyer Blockchain
(株)HashPort
(株)bitFlyer
(株)ディーカレット
Payward Asia(株)

■準会員

有限責任監査法人トーマツ
EY 新日本有限責任監査法人
有限責任あずさ監査法人
シンプレクス(株)
武智総合法律事務所
(株)横浜銀行
西村あさひ法律事務所
シティユーワ法律事務所
創・佐藤法律事務所
(株)CAICA

Tezos Japan

Chainalysis inc.

TMI 総合法律事務所

(株)エクステンジャーズ

Elliptic Japan 株式会社

■ 特別会員

森・濱田松本法律事務所

アンダーソン毛利・友常法律事務所

片岡総合法律事務所

PwC あらた有限責任監査法人